

# 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ 青少年交流活動支援業務委託事業候補者の選定方法について

## 1 事業候補者の選定方法

事業者の選定にあたっては、プロポーザル方式を採用し、事業者から提出された企画提案書等の内容を審査し、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ青少年交流活動支援業務委託仕様書に定められた業務を最も効果的・効率的に遂行し、市民へのサービス向上に資すると認められる事業者を、委託事業者（第1位候補者）として選定する。

なお、選定においては次点の候補者（以下「次点者」という。）も決定するものとする。

## 2 選定の手順

- (1) 選定委員会の設置
- (2) 募集要項、仕様書の策定及び評価項目、選定基準等の設定
- (3) 選定方法の決定
- (4) 委託事業者の募集
- (5) 応募書類要件審査
- (6) 選定審査
- (7) 選定結果の通知及び公表

## 3 選定委員会の設置

委託事業者の選定にあたっては、審査の公平性及び客観性を確保するため、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ青少年交流活動支援業務委託事業者選定委員会規則に基づき、「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ青少年交流活動支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。

## 4 募集要項、仕様書の策定及び評価項目、選定基準等の設定

吹田市（以下「市」という。）は、選定委員会の承認を受け、応募条件・資格要件の設定を行い、募集要項、仕様書の策定をするものとする。また、選定段階で応募者を総合的に評価するため、評価項目、採点基準及び配点を設定するものとする。

参考資料：別紙1「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ青少年交流活動支援業務委託事業者選定に係る評価項目と採点基準」

## 5 選定方法の決定

### (1) 選定の基準

最低基準は、すべての選定委員の合計評点が60点以上であること。また、各評価項目において、各選定委員の評点の合計が半分以上であること。

最低基準に満たない場合は、選定委員会での協議とする。

また、各選定委員が採点する際、総評点と同じ場合は、再度全体を見直し、順位付けを行うものとする。

なお、応募事業者が1団体だけの場合の判断基準についても、同様とする。

## (2) 選定方法

### ① 1団体を過半数の選定委員が第1位と評価した場合

過半数の選定委員が第1位と評価した団体を、第1位候補者とする。

第1位候補者選出後、次に第1位と評価した選定委員が多い団体を次点者とするが、第1位と評価した選定委員が同数の場合又は第1位と評価する選定委員がない場合は、第2位と評価した選定委員が多い団体、それも同数の場合、第3位と評価した選定委員が多い団体を次点者とする。

ただし、上記方法で次点者を決定できない場合は、総評点により決するものとし、それでも決しない場合は、委員長の決するものとする。

### ② 1団体を過半数の選定委員が第1位と評価しなかった場合

過半数の選定委員が第1位と評価する団体がない場合、上位2団体を選出し、その2団体の決選投票（多数決）により、第1候補者と次点者を決定する。

この場合の上位2団体の選出方法は、第1位と評価した選定委員の多い2団体とし、同数等の理由で2団体を選出できない場合、第2位と評価した選定委員が多い団体、それも同数の場合は第3位と評価した選定委員が多い団体とする。

ただし、上記方法で2団体を選出できない場合、総評点により2団体を選出するものとし、それでも2団体を選出できない場合は、委員長の決するところにより、2団体を選出するものとする。

参考資料 別紙2「選定方法（例）」

## (3) その他

選定方法については、選定委員会が決定するものとする。

なお、選定委員会については、選定方法等を決定する委員会であり、選定審査における公平性の確保と委員会における自由な意見交換を阻害するおそれがあるため非公開とする。

## 6 委託事業者の募集

市は、公募に参加しようとするものを募集するため、市報とホームページに募集記事を掲載するものとする。

## 7 応募書類要件審査

### (1) 資格審査

事務局は、応募者から提出された書類に下記の事項を確認し、全てを満たさな

い応募者は、失格とする。

- ① 申請者等提出書類が全てそろっていること。
- ② 指定した書類に必要事項が記載されていること。
- ③ 応募者が応募資格を満たしていること。

## 8 選定結果の通知及び公表

### (1) 応募者への選定結果通知

市は、選定後、速やかに応募者に結果を通知するものとする。

### (2) 選定結果の公表

選定結果については、審査項目、配点、選定結果をホームページ上で公表する。ただし、公表することにより、応募者の権利、競争上の地位、その他利益を害するおそれのある事項は公表しないものとする。